



平成 23 年 8 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社 中国銀行
代表者名 取締役頭取 宮長 雅人
(コード：8382、東証・大証第 1 部)
本店所在地 岡山市北区丸の内 1 丁目 15 番 20 号
問い合わせ先 取締役総合企画部長 松島 輝夫
(TEL . 086 -223 -3111)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当行は、平成 23 年 8 月 23 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法 156 条第 1 項及び当行定款の規定に基づく自己株式の具体的な取得方法として、以下のとおり、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします（以下「本プレス」といいます。）。なお、本プレス中の「株券等」とは、株券等に係る権利を指します。

1. 買付け等の目的

当行は銀行業としての公共性と健全性に鑑み、いかなる厳しい環境にも耐え得る財務体質を維持するため、内部留保の充実を図りつつ安定した配当を継続することを基本方針としております。また、当行の配当方針においては、安定配当12円を基本とし、配当と自己株式取得合計の株主還元率30%を目処としております。

かかる方針の下、平成23年6月下旬頃、当行の大株主で同年3月7日に会社更生法（平成14年法律第154号。その後の改正を含みます。）に基づく更生手続（以下「会社更生手続」といいます。）の開始が決定された株式会社林原（本プレス公表日現在の保有株式数11,316,819株。発行済株式総数（231,272,106株）に対するその保有する割合4.89%（小数点以下第三位を四捨五入））、同日に会社更生手続の開始が決定された株式会社林原生物化学研究所（本プレス公表日現在の保有株式数5,700,000株。発行済株式総数（231,272,106株）に対するその保有する割合2.46%（小数点以下第三位を四捨五入））及び同年5月25日に会社更生手続の開始が決定された太陽殖産株式会社（本プレス公表日現在の保有株式数7,903,866株。発行済株式総数（231,272,106株）に対するその保有する割合3.42%（小数点以下第三位を四捨五入））以下、株式会社林原、株式会社林原生物化学研究所及び太陽殖産株式会社を総称して「林原グループ」といいます。）の保有する当行普通株式の全部について、林原グループに係る会社更生手続の管財人松嶋英機氏（以下「更生管財人」といいます。）より、当行に対し売却する意向がある旨の連絡を受けました。当行は、更生管財人からの連絡を契機として、当行普通株式の流動性及び市場価格への影響、ならびに当行の財務状況等を総合的に鑑み、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。その結果、当行が自己株式として取得することは、当行の1株あたり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与する資本政策であると判断いたしました。更に、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当行の財務状態に大きな影響を与えないこと、その他諸般の事情を総合的に勘案した結果、自己株式の取得は当行の株主還元方針及び経営方針に合致すると判断いたしました。

自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。また、本公開買付けにおける買付け等の価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当行普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当行普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

当行は、以上の検討及び判断を経て、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法156条第1項及び当行定款の規定に基づき、27,001,000株を上限として自己株式の取得を行うこと、ならびにその具体的な取得方法として、本公開買付けを行うことを、平成23年8月23日開催の当行取締役会において決議いたしました。また、本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定です。

なお、当行は更生管財人より、当行が自己株式の公開買付けを決議した場合には、林原グループが保有する当行普通株式の全部である24,920,685株（このうち、株式会社林原が保有する当行普通株式11,316,819株のうち11,316,000株、株式会社林原生物化学研究所が保有する当行普通株式5,700,000株の全て及び太陽殖産株式会社が保有する当行普通株式7,903,866株のうち7,903,000株について金融機関による担保権が設定されています。）を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得ております（なお、林原グループが保有する当行普通株式の更生管財人による処分には、裁判所の許可が必要であり、本公開買付けの買付け等の期間中に更生管財人において裁判所の許可を受けた上で応募されることとなりますが、現時点では更生管財人において林原グループが保有する当行普通株式の処分に係る裁判所の許可を得られておらず、当該許可が得られなかった株式がある場合には、当該株式については応募がなされないこととなります。これに加えて、担保権が設定されている当行普通株式については本公開買付けの買付け等の期間中に担保権を解除した上で応募されることとなりますが、その解除ができなかった株式がある場合には、当該株式については応募がなされないこととなります。）

また、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

種類	総数	取得価額の総額
普通株式	27,001,000株	25,000,000,000円

(注1) 発行済株式総数 231,272,106株

(注2) 発行済株式総数に対する割合 11.67%

(注3) 取得する期間 平成23年8月24日から平成23年10月31日まで

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

取締役会決議	平成23年8月23日
公開買付開始公告日	平成23年8月24日 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://info.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	平成23年8月24日
買付け等の期間	平成23年8月24日(水曜日)から 平成23年9月21日(水曜日)まで(20営業日)

(2) 買付け等の価格

普通株式1株につき金867円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

算定の基礎

当行は、買付け等の価格(以下「買付価格」といいます。)の算定に際しては、当行普通株式が上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性等を重視し、当行普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。また、当行普通株式の市場価格としては、適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第一部における、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成23年8月23日の前営業日(同年8月22日)までの過去90営業日間の当行普通株式の終値の単純平均値963円(小数点以下を四捨五入)を参考にいたしました。

一方で、当行普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益にも配慮し、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、当行普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買付けることといたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。

当行は、平成23年6月下旬に更生管財人から林原グループが保有する当行普通株式売却の意向が示されたことを受け、当行普通株式の90営業日間の市場価格平均を基礎として10%程度のディスカウント率によるディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について更生管財人と協議を行ったところ、当該価格水準での応募を前向きに検討するとの回答を得ました。その後、当行は更生管財人より、当行が自己株式の公開買付けを決議した場合には、林原グループが保有する当行普通株式の全部である24,920,685株(このうち、株式会社林原が保有する当行普通株式11,316,819株のうち11,316,000株、株式会社林原生物化学研究所が保有する当行普通株式5,700,000株の全て及び太陽殖産株式会社が保有する当行普通株式7,903,866株のうち7,903,000株について金融機関による担保権が設定されています。)を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得ております(なお、林原グループが保有する当行普通株式の更生管財人による処分には、裁判所の許可が必要であり、本公開買付けの買付け等の期間中に更生管財人において裁判所の許可を受けた上で応募されることとなりますが、現時点では更生管財人において林原グループが保有する当行普通株式の処分に係る裁判所の許可を得られておらず、当該許可が得られなかった株式がある場合には、当該株式については応募がなされないこととなります。これに加えて、担保権が設定されている当行普通株式については本公開買付

けの買付け等の期間中に担保権を解除した上で応募されることとなりますが、その解除ができなかった株式がある場合には、当該株式については応募がなされないこととなります。)

なお、買付価格である867円は、本公開買付けの実施を決議した平成23年8月23日の取締役会決議の前営業日(同年8月22日)の東京証券取引所市場第一部における当行普通株式の終値955円から9.21%(小数点以下第三位を四捨五入)同年8月22日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当行普通株式の終値の単純平均値966円(小数点以下を四捨五入)から10.25%(小数点以下第三位を四捨五入)同年8月22日までの過去3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当行普通株式の終値の単純平均値970円(小数点以下を四捨五入)から10.62%(小数点以下第三位を四捨五入)それぞれディスカウントした金額になります。

算定の経緯

当行は銀行業としての公共性と健全性に鑑み、いかなる厳しい環境にも耐え得る財務体質を維持するため、内部留保の充実を図りつつ安定した配当を継続することを基本方針としております。また、当行の配当方針においては、安定配当12円を基本とし、配当と自己株式取得合計の株主還元率30%を目処としております。

かかる方針の下、平成23年6月下旬頃、当行の大株主で同年3月7日及び同年5月25日に会社更生手続の開始が決定された林原グループの保有する当行普通株式の全部について、更生管財人より、当行に対し売却する意向がある旨の連絡を受けました。

当行は、更生管財人からの連絡を契機として、当行普通株式の流動性及び市場価格への影響、ならびに当行の財務状況等を総合的に鑑み、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。その結果、当行が自己株式として取得することは、当行の1株あたり当期純利益(EPS)の向上や自己資本当期純利益率(ROE)等の資本効率の向上に寄与する資本政策であると判断いたしました。更に、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当行の財務状態に大きな影響を与えないこと、その他諸般の事情を総合的に勘案した結果、自己株式の取得は当行の株主還元方針及び経営方針に合致すると判断いたしました。

自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。また、本公開買付けにおける買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当行普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当行普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

当行は、平成23年6月下旬に、更生管財人から林原グループが保有する当行普通株式売却の意向が示されたことを受け、当行普通株式の90営業日間の市場価格平均を基礎として10%程度のディスカウント率によるディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について更生管財人と協議を行ったところ、当該価格水準での応募を前向きに検討するとの回答を得ました。その後、当行は更生管財人より、当行が自己株式の公開買付けを決議した場合には、林原グループが保有する当行普通株式の全部である24,920,685株(このうち、株式会社林原が保有する当行普通株式11,316,819株のうち11,316,000株、株式会社林原生物化学研究所が保有する当行普通株式5,700,000株の全て及び太陽殖産株式会社が保有する当行普通株式7,903,866株のうち7,903,000株について金融機関による担保権が設定されています。)を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得ております(なお、林原グループが保有する当行普通株式の更生管財人による処分には、裁判所の許可が必要であり、本公開買

付けの買付け等の期間中に更生管財人において裁判所の許可を受けた上で応募されることとなりますが、現時点では更生管財人において林原グループが保有する当行普通株式の処分に係る裁判所の許可を得られておらず、当該許可が得られなかった株式がある場合には、当該株式については応募がなされないこととなります。これに加えて、担保権が設定されている当行普通株式については本公開買付けの買付け等の期間中に担保権を解除した上で応募されることとなりますが、その解除ができなかった株式がある場合には、当該株式については応募がなされないこととなります。)

上記の協議の結果、最終的に、過去の自己株式の公開買付事例において決定された買付価格の市場株価に対するディスカウント率等を参考として、買付価格は、平成23年8月22日までの過去90営業日間の東京証券取引所市場第一部における当行普通株式の終値の単純平均値963円(小数点以下四捨五入)に対して10%のディスカウント率を適用して867円(小数点以下四捨五入)とすることを、平成23年8月23日開催の当行取締役会において決議いたしました。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等種類	株式に換算した買付予定数	株式に換算した超過予定数
普通株式	27,000,000 株	- 株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数(27,000,000株)を超えない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数(27,000,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)第21条に規定するあん比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。

(5) 買付け等に要する資金

23,426,000,000 円

(注) 買付代金(23,409,000,000円)、買付手数料及びその他本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他の必要書類の印刷費用等の諸費用についての見積額を合計したものです。

(6) 決済の方法

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

決済の開始日
平成23年10月17日(月曜日)

決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について
税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。

(イ) 1株あたりの買付け等の価格が公開買付者の1株あたりの資本金等の額を上回る場合

- i. 個人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当所得とみなして課税されます。配当所得部分について、原則として10%（所得税7%、住民税3%）の額の税金が源泉徴収されます。なお、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合の源泉徴収税率は20%（所得税のみ）となります。
- ii. 個人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額のうち、上記の部分以外の金額は株式等の譲渡に係る収入とみなされます。譲渡収入の額から金銭の交付の基因となった株式の取得費を控除して譲渡損益を計算します。株式等の譲渡所得は申告分離課税の取扱いとなります。

(ロ) 1株あたりの買付け等の価格が公開買付者の1株あたりの資本金等の額以下の場合

個人株主が本公開買付けに応じて交付を受ける金銭の額は株式等の譲渡に係る収入とみなされます。譲渡収入の額から金銭の交付の基因となった株式の取得費を控除して譲渡損益を計算します。株式等の譲渡所得は申告分離課税の取扱いとなります。

法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として7%（所得税のみ）の額の税金が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、平成23年9月21日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに決済の開始日の前営業日（平成23年10月14日）までに同届出書を公開買付代理人にご提出ください。

(7) その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）

当行の大株主である林原グループは、当行普通株式 24,920,685 株（本プレス公表日現在）（発行済株式総数に対するその保有する割合は 10.78%（小数点以下第三位を四捨五入））を保有しておりますが、更生管財人からは、当行が自己株式の公開買付けを決議した場合には、林原グループが保有する当行普通株式の全部（このうち、株式会社林原が保有する当行普通株式 11,316,819 株のうち 11,316,000 株、株式会社林原生物化学研究所が保有する当行普通株式 5,700,000 株の全て及び太陽

殖産株式会社が保有する当行普通株式 7,903,866 株のうち 7,903,000 株について金融機関による担保権が設定されています。)を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得ております(なお、林原グループが保有する当行普通株式の更生管財人による処分には、裁判所の許可が必要であり、本公開買付けの買付け等の期間中に更生管財人において裁判所の許可を受けた上で応募されることとなりますが、現時点では更生管財人において林原グループが保有する当行普通株式の処分に係る裁判所の許可を得られておらず、当該許可が得られなかった株式がある場合には、当該株式については応募がなされないこととなります。これに加えて、担保権が設定されている当行普通株式については本公開買付けの買付け等の期間中に担保権を解除した上で応募されることとなりますが、その解除ができなかった株式がある場合には、当該株式については応募がなされないこととなります。)

当行は、平成 23 年 8 月 16 日に、「平成 2 4 年 3 月期第 2 四半期累計期間及び通期業績予想の修正に関するお知らせ」を公表し、平成 2 4 年 3 月期第 2 四半期累計期間及び平成 2 4 年 3 月期通期の業績予想の修正を行っております。以下の内容は当該内容を一部抜粋したものです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

1. 平成 2 4 年 3 月期第 2 四半期累計期間(平成 2 3 年 4 月 1 日～平成 2 3 年 9 月 3 0 日)

連結業績予想修正

(単位:百万円)

	連結経常収益	連結経常利益	連結中間純利益	1株当たり連結 中間純利益
前回発表(5/13)(A)	64,000	10,000	6,000	26.06
今回修正(B)	61,000	13,000	7,500	32.58
増減額(B)-(A)	3,000	3,000	1,500	
増減率(%)	4.6	30.0	25.0	
(参考)前年同期実績 (22年9月期)	67,530	13,159	7,788	33.68

単体業績予想修正

(単位:百万円)

	経常収益	経常利益	中間純利益	1株当たり中間 純利益
前回発表(5/13)(A)	57,000	9,000	5,500	23.89
今回修正(B)	54,000	12,000	7,000	30.41
増減額(B)-(A)	3,000	3,000	1,500	
増減率(%)	5.2	33.3	27.2	
(参考)前年同期実績 (22年9月期)	59,461	12,259	7,430	32.13

2. 平成24年3月期(平成23年4月1日~平成24年3月31日)

連結業績予想修正

(単位:百万円)

	連結経常収益	連結経常利益	連結当期純利益	1株当たり連結 当期純利益
前回発表(5/13)(A)	125,000	17,500	10,500	45.61
今回修正 (B)	124,000	31,500	19,000	82.54
増減額 (B) - (A)	1,000	14,000	8,500	
増減率 (%)	0.8	80.0	80.9	
(参考)前年同期実績 (23年3月期)	136,273	8,119	4,361	18.89

単体業績予想修正

(単位:百万円)

	経常収益	経常利益	当期純利益	1株当たり当期 純利益
前回発表(5/13)(A)	111,000	16,000	9,500	41.27
今回修正 (B)	110,000	30,000	18,000	78.19
増減額 (B) - (A)	1,000	14,000	8,500	
増減率 (%)	0.9	87.5	89.4	
(参考)前年同期実績 (23年3月期)	120,045	5,569	3,199	13.86

(ご参考)平成23年8月22日時点の自己株式の保有

発行済株式総数(自己株式除く) 230,213,418株

自己株式 1,058,688株

以上